

永平寺町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和8年7月8日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第18号

永平寺町介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町介護保険条例施行規則(平成18年永平寺町規則第78号)の一部を次のように改正する。

第17条中「被保険者証を3年に1回更新するものとする」を「被保険者証の更新を必要であると認めたときにその都度行うものとする」に改める。

第18条第2号中「第42条第1項」を「又は第55条の2第1項」に改める。

第19条中「又は第33条第2項」を「、第33条第2項又は第33条の2第1項」に改める。

第32条第1項中「介護保険居宅介護(支援)福祉用具購入費支給申請書」を「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書」に改める。

第33条第1項中「介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書」を「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書」に改める。

第35条の見出しを「(負担限度額に係る認定)」に改め、同条第1項中「法第48条第2項第2号又は第49条第2号に規定する標準負担額」を「施行規則第83条の5及び第97条の3に規定する認定」に、「標準負担額」を「負担限度額に係る認定」に改め、「の減額に係る認定」を削り、「介護保険標準負担額減額・免除申請書」を「介護保険負担限度額認定申請書」に改め、同条第2項中「標準負担額の減額の可否」を「負担限度額に係る認定の可否」に、「介護保険標準負担額減額、利用者負担額減額・免除決定通知書」を「介護保険負担限度額認定決定通知書」に改め、同条第3項中「標準負担額の減額を承認した場合は」を「負担限度額の認定をした場合は」に、「介護保険標準負担額減額認定証」を「介護保険負担限度額認定証」に改める。

第39条中「第24条第3項の介護保険標準負担額減額認定証」を「第35条第3項の介護保険負担限度額認定証」に、「第25条第3項」を「第36条第3項」に、「第26条第4項」を「第37条第4項」に、「第前条第3項」を「前条第3項」に改める。

第41条第1項中「第24条第3項の介護保険標準負担額減額認定証」を「第35条第3項の介護保険負担限度額認定証」に、「第25条第3項」を「第36条第3項」に、「標準負担額」を「負担限度額認定」に、「介護保険標準負担額減額認定証」を「介護保険負担限度額認定証」に改める。

第48条中「条例第5条」を「条例第6条」に改める。

第49条中「条例第6条の規定による」を削る。

第50条第1項中「次の各号のいずれかに該当する場合において」を削り、「条例第7条」を「条例第8条」に改める。

第51条第1項中「条例第8条」を「条例第9条」に改める。

第53条第1項中「条例第9条」を「条例第10条」に改める。

第54条第1項中「条例第9条第3項」を「条例第10条第3項」に改める。

別記第23号様式(表面)中「80.9万円」を「82.65万円」に改める。

別記第25号を次のように改める。

様式第25号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則様式第23号及び様式第25号の規定は、令和8年8月1日以後の介護給付又は予防給付の支給に係る認定の申請について適用し、同日前の介護給付又は予防給付の支給に係る認定の申請については、なお従前の例による。